

滑川市こども・子育て基本条例

全てのこどもは、一人ひとりが様々な個性や能力、大きな可能性を持ったかけがえない存在である。しかしながら、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっている。こどもの健やかな成長や子育ては、地域全体で支えていくことが必要である。

こどもは、家庭や地域で愛情を感じその安心感の下で、挑戦を重ね日々成長していく。保護者や周囲の大人がこどもの挑戦を応援し、たとえ失敗したとしても挑戦したこと自体を評価することで、こどもが自分に自信を持ったり、自分の可能性を信じたりする力を育てていくことは重要である。

本市は、こども基本法の精神にのっとり、全てのこどもの思いや願いを受けとめ、地域全体でこどもの成長を支え合い、保護者が子育てに伴う喜びを実感することで、未来を担うこどもと保護者がともに幸せに、輝く笑顔で過ごせる滑川市の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こども・子育てについての基本理念とこどもの権利、保護者、市民等、学校等及び市の役割を定めることにより、全てのこどもと保護者がともに幸せに、輝く笑顔で過ごせる滑川市の実現に寄与することを目的とする。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使用する言葉の意味は、次のとおりとする。

- (1) こども 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有するほか、市内で学んだり、働いたり、活動したりしている人や団体、事業者をいう。
- (4) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等、こどもが育ち、学び、活動するために通所、通園、通学等する施設をいう。

(基本理念)

第3条 未来を担うこどもと保護者がともに幸せに、輝く笑顔で過ごせる滑川市を実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) こどもの命が守られ、成長・発達に配慮すること。
- (2) こどもの最善の利益を第一に考えること。
- (3) こどもの意見を最大限尊重すること。
- (4) こどもの基本的人権が尊重され、差別的扱いを受けないようにすること。
- (5) 保護者が子育てに楽しみや喜びを感じられるよう支援し、子育て環境を整備すること。

(こどもの大切な権利)

第4条 こどもは、生まれながらに権利の主体として、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利といったこどもの権利が大切に守られるものとする。

- 2 こどもは、自分の権利を大切にするとともに、自分以外の人々の権利も大切にすることもとする。
- 3 こどもは、自分に関係のあることについて意見を表明することができ、年齢及び発達の段階に応じて地域社会に主体的に参加できるものとする。
- 4 こどもは、様々なことへ挑戦する権利を有するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの権利と利益を尊重するものとする。

- 2 保護者は、こどもの年齢及び発達の段階に応じて、こどもの意見を尊重するものとする。
- 3 保護者は、体罰や暴言といった行為がこどもの健やかな成長に悪影響を及ぼすことを十分に認識し、こどもを一人の人間として尊重するものとする。
- 4 保護者は、こどもが挑戦することを応援するものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、地域社会においてこどもが権利の主体であることを認識し、こどもが幸せに生活を送ることができるよう、こどもを見守り、又は支援するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、こどもが地域の一員として地域社会に参加できるよう、こども自身が地域についての理解を深め、自分の意見を持つために必要な情報をこどもにわかりやすく伝え、こどもの意見を尊重するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、こどもが挑戦することを温かく見守るものとする。

4 市民等は、子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域に受け入れ、こどもの健やかな成長を支え、子育て家庭を見守り、又は支援するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、こどもの権利を保障し、こどもが自分で考え、学び、活動し、挑戦することができるよう、こどもの年齢及び発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。

2 学校等は、こどもの健やかな成長のため、保護者の子育てを支援するよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、こどもの健やかな成長のため、こども及び保護者を支援するものとし、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) こども及び保護者が相談しやすい環境を整えること。

(2) 子育ての負担を軽減するため各種支援を行うこと。

(3) こども・子育て支援施策を計画的に推進すること。

(4) 子育てを地域で応援する機運を醸成すること。

(こどもの体験の機会の提供)

第9条 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの成長にとって重要な意味をもつスポーツ、文化芸術活動、自然体験及び社会体験の機会をこどもに積極的に提供するよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等及び学校等は、こどもの考えや意見を尊重し、こどもの主体的な活動を支援し、こどもが挑戦しやすい環境づくりに努めるものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第10条 市は、こどもの健やかな成長のため、妊娠、出産及び子育てへの切れ目のない支援を行うものとする。

2 市は、幼児期の学びを学齢期につなぐため、保護者及び学校等と連携し、幼児教育から学校教育への移行期の支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するに当たって、こどもが意見を表明し、又は参加する機会を確保し、その意見を施策に反映させるために必要な体制の整備を行うものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、こども・子育てに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第13条 市は、この条例について、こども、保護者、市民等及び学校等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。